

第三回参議院運輸委員會會議錄第八号

昭和二十三年十一月二十七日(土曜日)

本日の會議に付した事件

○海運問題に関する件

○海軍仲裁等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本國有鐵道法案(内閣送付)

午後一時四十七分開會

○委員長(板谷順助君) それではこれより開會いたします。海軍仲裁等に関する法律案の中に字句の修正する点がありますのでこの点を申し上げます。第二條の二号の所に「構成員であるかどうかを問はず、何人も、自由、且つ、同一の條件で当該事業者団体」となっておりますのを「当該事業者団体」として訂正いたします。それから附則の八のところで「海軍仲裁等に関する法律第一條の規定によつて認可を受けた海運に関する事業者団体」ところに「を」を入れて、「但し」ところを訂正いたします。

何か政府委員に外に御質問ありませんか、大臣が参りますまで……

○高田寛君 一つ海運総局長官にお尋ねしたいのですが、瀬戸内海における機雷の問題、戦時中投下された機雷の問題ですが、瀬戸内海は言うまでもなく、我が海運界で今一番大事な場所であり、又一方觀光事業方面から言つても、瀬戸内海というものを、外國の觀光客に廣く紹介するという意味で非常に力を入れておられますが、ここに戦時中多数の機雷が投下されて、非常に運航に危険を見ておる。現に先般も

関西汽船の女王丸が遭難して、非常に大きな事件を起したのでありますが、この掃海がなかく進捗してないために、未だに危険の区域が多いということをお聞きしておるのですが、この掃海の事業の進展模様について一つお尋ねしたいと思つておる。私実はその方の所管をいたしておりますので、お答えいたしかねるのでございますが、実はそれは海上保安廳ができてから、海上保安廳に移つておられますので、保安廳の方へお尋ね願つたいと思つておる。今高田委員(加藤常太郎君)から御質問の掃海の点であります。これは今秋山長官からのお話にあつた通り、海上保安廳の所管に最近移つておられて、海上保安廳が専らそれをやつておるのであります。瀬戸内海方面は、門司とそれから神戸に海上保安本部がありまして、掃海艇を操縦いたしました。最近大体瀬戸内海の本航路は全部完了いたしております。それからいよいよ横濱であります。この点も大体全部完了いたしております。ただ航路外の方面におきましては、まだ残つておるのであります。航路外を全部掃海すること、現在の資材關係、又所有船舶その他の關係から行きまして、今早速は無理でありますけれども、大体汽船並びに機帆船などが、常に頻りに航海するところ、完全に掃海を完了し

たつもりであります。併しときどき、いよいよ航路外の方面におきまして、まだ残つておるのがあるかも分りませんが、先女王丸がやられましたのも、いよいよ本航路を離れた小豆島の北側でありまして、それも北側の方の中でも特に岡山縣寄りに航海しておつたというふうな關係もありまして、大体海上の旅客の輸送の線は完璧に近いと思つておるのであります。併しああいふようなものでは、どこにまだ掃海残れがなごにしろあらずというふうな感はいたしません。高田委員のお問のよう、觀光關係に關する航路はやや安全となり、最近大阪港も、終戦後一時その關係上閉鎖いたしておりましたが、これも完全に掃海いたしました。最近に至りましては、外國船が出入するといふようになつておられて、紀淡海峡からあの方面に至ります間も完了いたしております。以上お答えいたします。

○高田寛君 私の聞きましたところでは、戦時中投下された機雷のまだ半数を聞いておるんですが、現にどういふような事情にあるんでしょうか。

○政府委員(加藤常太郎君) この点は、先方が投下した数量と、こちらの掃海した数量との差で、今高田委員が御指摘のうちに、ここ三四ヶ月前までは大体そういう数字が出ておつたのであります。その後着々掃海は進んでおられますが、数字の面におきましては、現在のところ六割程度

であらうと思つておる。併し、相当向うは考へて投下したのでしようが、航路を離れた海岸線に打上げたり、又小豆島や瀬戸内海方面は沢山島嶼がありまして、その中には山に落ちたものも沢山ありまして、又海岸で不発弾もあつたりしまして、数量的に行きますと、そういうふうなことになる。併し、海中に投下されたもので現在残つておるものは、推測ではありますけれども、三割程度ではないかと、こういうふうな予想をしておるのであります。今のところでは、大体客船航路、及び連絡船航路、及び貨物船でも、相當な大型の貨物船の通る範囲内では、心配ないと思つておる。併し、やはり航行して次々とやつておると揚つては来るのですから、まだあることは確かであります。以上のような状況であります。

○高田寛君 まあ投下されて何年か経てば、処理されないで放置されておつても、どうせ効果を失うものだらうと思つておるんですが、大体何年くらい経てば、全部絶対安全という情勢になるのか、それはお分りになりましようか。

○政府委員(加藤常太郎君) それは今政府委員にも聞きまして、今三年すれば効力は失うとか、又五年すれば失うとかいふような見方があります。又そういうふうな観測も下しておられますが、本日はこれは今後のアメリカの軍の關係もありまして、はつきりしたことは、日本政府に

は分つておりません。そうして我々が推測するところでは、三年であらうとか、五年後であるとか言つておられますけれども、これは確定的のものではありませんので、できるだけ効力を失うまで、放任するといふよりは、効力のなくならん前に全部引上げたい、こういうふうな氣持で、海上保安廳におきまして、特に瀬戸内海航路に對しましては、掃海艇の保有量を大部分廻しておられます。その点から、専門家ではありませんし、又あちらの關係もありませんし、はつきりしたことは申し上げられませんけれども、推測の程度であります。ここ一年もすれば瀬戸内海航路は大體安全といふ方向に見て行けるのであります。

○委員長(板谷順助君) この際秋山総局長官に伺つたいのであります。先般運輸大臣がこの委員会におきまして、海員組合から七月から十月に至る俸給の三割増、それから退職手当について要求があつて、若しこれが容れられざる場合においては、二十九日から四十八時間のストライキに入るといふ申し入れがあつたので、運輸大臣としては、責任を持つてこの問題を解決するといふような意味の言明があつたのであります。その後の経過が一体どうなつておられますか、この点を一つ伺つたい。

○政府委員(秋山龍君) お答え申し上げます。この海員組合の第一の要求であります給料三〇%増の金額の即時支拂

は分つておりません。併し、相当向うは考へて投下したのでしようが、航路を離れた海岸線に打上げたり、又小豆島や瀬戸内海方面は沢山島嶼がありまして、その中には山に落ちたものも沢山ありまして、又海岸で不発弾もあつたりしまして、数量的に行きますと、そういうふうなことになる。併し、海中に投下されたもので現在残つておるものは、推測ではありますけれども、三割程度ではないかと、こういうふうな予想をしておるのであります。今のところでは、大体客船航路、及び連絡船航路、及び貨物船でも、相當な大型の貨物船の通る範囲内では、心配ないと思つておる。併し、やはり航行して次々とやつておると揚つては来るのですから、まだあることは確かであります。以上のような状況であります。

ということは、六月から十月まで五ヶ月間で、約三億四程になるわけであり、これを拂うといはしますれば、借入金ができません関係上、まず補助金の残額を繰上げ使用するという以外に途はないのでございまして、この方法を取るようには私共といたしましては、大体方針が一致いたしまして、関係当局と折衝を重ねたのでございまして、目下現在の段階におきましては、承認がなかく困難である、こういうような状況になつたわけでありまして、それから第二の退職金の問題につきましては、実は今まで未だこのことを取上げて、いわゆる折衝という段階には至つていないのでありますが、運輸会の当局は要求通りのものを呑みまして、政府に認可を申請いたして来ておるのであります。これはどうも見まするのに、相当にルーズと申しますか、高いと申しますか、さような気がいたしまして、関係当局と折衝を進めて参つておるのでありますが、なかなか我々との一致点を見出せなかつたのでありますけれども、最近船員の強い要求がありました機会に、種々協議をいたしました結果、略々見通しをつけ得るに至つております。でございまして、本件の解決は一にかかつて給料の三割増しの金額を即時支拂えるかどうかという点にかかつておるのであります。目下の点に全力を傾倒いたしまして、解決に當つておるわけでありまして、現在の段階ではまだ困難でございまして、尙希望を捨てず引續いて努力をいたす覚悟でございまして、

○委員長(板谷順助君) 関係方面が同意をしないために、行儀んでいるといふような只今の答弁であります。若

しいよ、関係方面が同意を與えない、その場合における、これに対する何か対策をお考えになつておりますか。

○政府委員(秋山龍君) 私共事務当局といたしましては、政府の御決定の方針に従い、関係方面と一致して、そこへ持つて行く以外には努力の方針はございせん。又現段階においては、これが最終的にいけなくなるというような情勢を予想しておりません。又そのことについて上司より指示を仰ぐ暇がございせん。まだその段階には至つていないのであります。

○委員長(板谷順助君) いずれこの問題は大臣に伺うことにいたします。ここで加賀山長官が幸いおいでになつておりますが、いざこれには大臣に尋ねる問題であります。まず直接当局者である加賀山君の御意見を承りたいと思つて、この度の鉄道の機構改革が、いわゆるマツカーサー元帥の書面に基いた勧告案である、ところで公共企業体としては適當なる方法で、つまり取れと、こういう意味に我々は解釈しておるのであります。御承知のように公共企業体として、独立採算制を確保することについては、短時間日にこの検討が困難であるというような関係から、これはいづれ各委員から相當の御質問もあることと思つておりますが、先般新聞紙の傳うところによりまして、公務員法の改正、或いは給與問題がこれは不可分であるか、これはまあ可分であるか不可分であるかという問題は、別の解釈の問題でありまして、従つて今回の公務員法と切り離して、つまりこの鉄道の機構改革ということについては、我々

はもつと眞剣にこれを検討したい。従つて公務員法の改革と同時に、これをやるということについては、むづかしい問題と思つておるが、これに対する見解を、まず大臣がおいでになつたから、あなたから一つ承つておきたい。公務員法と給與問題がこれは可分であるか、不可分であるかという問題は、衆議院において問題になつておりますけれども、この鉄道の機構改革ということについては、要するに公共企業体として独立採算制を確保することについては、現在の政府の原案には我々は満足しない。従つてこの問題については、まだ質疑に入らるのであります。併しこれは可分のものとして見て、そうしてこれを十分検討する余裕を持ちたい、この点から行きますと、必ずしも今月の会期中にこれを決定するということについては、非常にこの委員会としては困難だと思つておるが、それに対するあなたの見解を一つ承りたい。

○國務大臣(小澤佐重君) 委員長の御話のように、衆議院では公務員法の通過と、これに伴う予算的措置、或いは給與法案の提案というようなことは不可分のものではあつて、同時に審議すべきであるということ、強力で主張しておる事実は相違ないのであります。併し政府といたしましては、そう考えておりません。不可分という意味が、どういふ意味で言つておるのか、その点はつきりいたしませんけれども、通常使われておる不可分という意味であれば、この不可分の問題ではないのだという見解の下に立つておる。即ち可分のものであるという見解の下に立つておる。併しこれは言

うまでもなくこの不可分とか可分とかいう抽象的な言葉は別にいたしまして、公務員法が実施されると同時に、給與の面におけるいわゆる賃金の改訂ということが、同時に進行されること、望ましいことであることは間違いないのであります。そういう線に沿つて、政府もでき得ることがあれば、この公務員法の通過する今国会で、何とかこの賃金の改訂の問題も決定してしまいたいという氣持でおつたことは、従来はつきりいたしておるのであります。殊に本日いろいろこの問題で相談いたしましたので、でき得るならば、やはりあと二日か三日しかないのでありますけれども、國會の了解を得るならば、やはり予算的措置を講じて、そうして同時にこれを実施すること、がよいのじやないかという見解をまだ捨てておけません。従いまして今委員長に対する御答弁は、可分、不可分という言葉はどういふ意味かはつきり分りませぬけれども、要するに、この両法案が、否、両方の措置が同時に進行されることは、望ましいことであるということだけは、認めておるのであります。従つてでき得るならば、それをしてほしいという希望の上に立つております。

それから只今の日本國有鉄道法の問題であります。今委員長が御指摘のように、成る程独立採算制とか、経営の合理化というふうな面につきましては、一條の規定があるにも拘わらず、その内容を見まするといふと、全く理想的な條文というふうなものがないというところは、すでに提案趣旨弁明の際に、私からも率直に申し上げておるのであります。ではなぜそういう不完

全なものを出したかというふうな、お叱りを当然受けるのであります。私共は客観的情勢から、とにかく一應これを出すことによつて、その一つの狙い、即ち公共企業体と関連いたしまして、マツカーサー元帥の書面に應える趣旨だ、こういう見地から、現在でも必ずこの今国会中に通過をさして頂きたいという念慮には今以て変りはないのであります。俗に公務員法と言われおられますけれども、先方でおつておるのは、公務員法外五法案という意味でありまして、公務員法の改正と同時に日本國有鉄道法、それから煙草專賣公社法、それから公共企業関係、労働法、それから郵政省、電氣通信省など、マツカーサー書面に盛り込まれた関係法案は、全部この第三國會で審議を願うことが、むしろこの臨時國會の主要な目的であつたという見地もあつて、現在の國際情勢におきまして、この親方は変更がないので、政府は甚で無理なお話かも知れませんが、どうも、皆さんの了解を得ながら、どうしてもこの公務員法外五案については、今国会中に審議を終らして頂きたいということをお願ひする次第であります。

○委員長(板谷順助君) この問題については、後刻各委員より詳細に質問が行われることと思つておりますが、私はこの際委員諸君の御了解を得て、運輸大臣に対して緊急質問をしたいと思つておる。これは先般來、この委員会においても問題となつておつたのであります。九月二日関係方面の指示によりまして、いわゆる船舶の民營還元問題、この問題について我々は、我々はいふよりは、むしろ船

主側におきましては、十二月一日を目
標として解決をしたい。それにはい
ゆる民営切替におけるところの引継
費用二十三億、この問題につきま
しては、先般大臣の、できるだけ今
中であるという御答弁があつたので
ありますが、若しこの二十三億の
切替費用として計上されない場合に
おきましては、この民営の還元は
できないという、現在非常な場面に
達しているわけでありませぬ。その
外運賃の費用が、いわゆる赤字の
約三十八億ある。この問題を大臣
任において如何に解決をするとい
う決心であるか、これを更に改め
ておきたい。

○國務大臣(小澤佐重君) 御質疑の
第一点でございますが、お話のよう
にこの運賃の切替問題であります
けれども、これは前回お話のように、
これに要する費用として二十三億
を計上し、大蔵省とも折衝して参
つたのであります。大蔵省では全
般的にこれを認めませんけれども、
或る程度の妥協的な案で、大体俗に
言うところの「ピクチュア」の中
にはこれが入つてゐるのでありませ
ぬ。併しこの「ピクチュア」の関
係で今予算の審議が始つておられ
ますが、その中のどの部分で今国会
に出すかということについては、必
ずしもまだ政府は決定いたして
おりませぬ。大体現在の考では、
この第三国会には給與關係に限つ
ては、若し解散があつた場合に
おきましては、参議院の緊急集
会でも御審議を願う程度も大体
おろし。その御審議を願う程度も
ホール・ピクチュアとして、ある予
算を全部提案するか、それとも特
に緊急な問題だけ、即ち大体来年の一月程
度までの必要な主目だけを、緊急
予算として出すかということにつ
いては、まだ決定いたしておられ
ませぬ。今段々お話のように、既
にこの十二月一日を以て切替を
実施しようという経過もよく伺つ
ておられます。そればかりでなく
私から申しますと、この切替とい
うことは、いわゆる海運の民営還
元という一つの大きな段階でござ
いますので、我が党の政策から申
上げても、こうした我々の國民に
公約した政策というものは、一日
も速やかに実施されることを念願
いたしておるのであります。そう
した趣旨から公約あるなしに拘わ
らず、一日も速やかに本案の実行
をしたいという強い熱意は持つて
おられますが、段段申上げました
通り、現在の大蔵省の方針、並び
に政府の方針でありますので、こ
れがどの部分に、例へば参議院の
集會でできるだけ出したいと思つ
ておられますが、これは緊急性が
あるかないかということ、必ず引
掛つて来ること、少くも無理をし
ないこと、これは緊急性があるか
ないか、これは必ず引掛つて来
ること、少くも無理をしないこと
は、さういふ問題を出してもよい
のじやないか。それだけ民生の安
定に一步を進めるのであるから、
多少憲法の解釈で無理であるとい
うことがあつても、さういふこと
はやつてもよいのじやないかとい
う見解を以て、これを主張して
おられますけれども、果して私の
主張の通りになるかどうかとい
うことは、今確信ある御答弁は申
上げることができないのでありませ
ぬ。恐らく解散の国会に、或いは
提案するようない

とも考へておかなければならぬの
じやないかという立場を置かれて
おられます。いづれにしましても
今の情勢を熱視いたしまして、そ
うして一日も速やかにこれが実
現が期せられるように全力を傾
注いたす所存であります。

○委員長(板谷順助君) 尙更
に伺つておきますが、只今大臣は、
万一議院が、衆議院が解散され、
予算の編成がそれに伴わない場
合においては、参議院の緊急集
会において解決する云々という
お話がありましたけれども、恐らく
私は参議院の緊急集會を召集す
るとは、来月の半ば過ぎに
なると思つておられます。その
間相当の空白を生じて、若し切
替費用の二十三億の解決がで
きない場合においては、折角関
係方面の、いわゆる民営還元
に一步を進めた、この問題に
對する非常なるところの支障が
来るというところは、十分に一
つ御認識になつて、この上
とも最善の御努力あらんことを
希望しておきます。更に今秋山
長官にも伺つたのであります
が、先達つての委員会におい
て、あなたが海員組合から、
六月から十月に至る三割の俸
給の引上げ、退職資金の問題、
若しこれが容れられない場合に
おいては、二十九日から四十八
時間のストライキに入るとい
うことについてあなたがお話
になつて、この問題については
目下最善の努力中である、責
任を以てこれを解決するとい
うお言葉があつたのでありませ
ぬ。この問題の成行きはどうな
つたのですか。これは日本のつ
まり経済の上においても、非常
な影響があることでありませぬ
から、その後の情勢を一つ承
りたいと思つておられます。

○國務大臣(小澤佐重君) 只今委員
長がお話のように、二十五日の
日に海員組合の執行委員長が
私の許へ参りまして、話をし
て、條件が、即ち三割の支拂
ができなければ、二十九日を
期して四十八時間のストライ
キに入るという宣言文を朗読
して引下つたのであります。そ
れより先、我々といひましては、
既にさうした形勢が看取でき
ましたので、その善後策につ
いていろいろ考へたのであり
ませぬ。その善後策について
考へ方は、先ず三割の補給金
の支給の問題については、御
承知のように事務的に大蔵省
でもこれを認めまして、さうし
て予算化さえあれば、直ちに
この支拂が可能なる状態に置
かれます。従いまして当初
この第三国会に、第一補正予
算というものを提案する予定
でありました。その予算の中
に組むことに關して決定いた
して、さうして進んで参つた
のであります。これは先程も
お話ししたように、先ず一部
的な予算は認められないから、
大体このホール・ピクチュア
、即ち年度内の全般的な追加
予算を持つて来て、その一部
から出すならよいが、そのホ
ール・ピクチュアがない間は、
到底了解できないので、更
にこのホール・ピクチュアを
作るべく提案いたしておられ
ますが、これに對してもまだ
全面的承認を得るに至つてい
ないものであります。従つて
追加予算の提案というものが、
段々と遅れて参つたのであり
ませぬ。先程もお話の通り、
できることならば、せめて給
與予算だけでもこの本国会で、
御審議を願う方が宜しいとい
うので、その準備を今日いた
した次第であります。従つて

この給與關係を含めて、やはり
この問題を何とか入れようと思
つて、閣議でも相当強く発言
したのであります。諸般の情勢
はさういふものを入る時期は
ないという見地の下に、これ
が入られなかつたのであり
ませぬ。これは非常に遺憾であ
ります。併し我々といひまして
は、さういふ情勢があつても、
運賃が十二月に補助金の受
けべき額が大体五億あるの
であります。その五億のうち
二億が、三億を融通支拂いた
して、さうしてそのうちには
追加予算が成立する、成立し
た場合にはそれに振り当て
るという線をとります。一應
閣議に承認を求めまして、日
本政府の意向として、この
十二月分の五億の補助金か
ら、一應三億だけを只今の三
割の支拂に当てるといふ方針
を決定いたしました。關係方面
の今了承を得べく熱心に交渉
を續けて参つておるのであり
ませぬが、その結果が、むしろ
反対の意向が強く、承認を受け
るに至つておりませぬ。併し
まだ望みを捨ててはおりませ
ぬ。最後まで努力をするつもり
であります。今申し上げました
通り、政府の考へとしては、
未然に防ぐべく努力いたした
のであります。まだ關係方面
の承諾がないためにその目的
を達しかれておりませぬ。一
方退職手当の問題も、争議の
一つの問題に入つております
が、向うの要求が相当に過大
なものであります。例へば一
年奉職した者は二ヶ月分の退
職金を支給しろといふ條項に
なつておりますが、これは
到底日本の現在の財政、或
いは他の官廳の官吏との振
合ひ、或いは一般使用

者との振合い等を考えますと、この要求は非常に過大であるから、せめて陸上勤務者と同じ程度な退職規程であらば、これを認めることにしようということに、早速大蔵省と話がまとまりまして、そうしてその案で向うに再交渉をしようという段取りになつております。併しこの問題については、末廣さんの意見も非公式に聞きまして、いろいろあれしたのであります。結論において、三割の補給金が現金化されれば、一應この争議は中止できるという確信の下に、今の第二の希望であります退職金の方はその後、新たな交渉を開始しても行けるのではないかと、いろいろな見透しの下に、極力第一の條件である三割の補給金の問題に、全力を挙げつつあるのであります。第一の條件は今お話し申上げた通り、まだ関係方面の了解は得ておりません。日本政府としての手続は一切望んでおりますけれども、そういう関係で果して突現ができるかできないか危ぶまれるような状態ではあります。最後までこの方面に向つて、全力を傾注する考えであります。

○委員長(板谷順助君) では海事仲裁等に関する法律案を議題に供します。○丹羽五郎君 これは昨日予備審査において相当私突つ込んで政府委員の答弁を聞きまして了承いたしました。併し、ただ一点お聞きしたい点は、社団法人の日本海運集会所が、仲裁の行為、或いは解決の行為を取扱うということに政府において許すのであります。向後海運集会所と同様以上のものが仮りにできた場合には、これに対しても政府は同様の行為を許可する意思があるのかという点を一つお尋ねしたい。

○政府委員(加藤常太郎君) 今丹羽委員から御質問の点であります。法案にも大体左様に現れております。通りに、これは必ずしも日本海運集会所だけに許すという意味ではありません。で、その他の団体でそういうふうになる認可の申請があつた場合には、その内容を検討して今後許可して参りたいと考えておるのであります。○丹羽五郎君 今の政府委員の答弁で私は了承いたしました。この法案をいろいろ検討いたしました見ますと、どうも独占禁止法にひつかかる点があるような気がいたしましたので、昨日來その点を十分お尋ねしておつたので、今の政府の意思において、よく私の疑問の点が了解ができましたから、一日も早くこの法案が施行されて、そうして國家海運のために、大いに援助輪旋をして頂くというのを、ここに希望いたしました。この法案に対して私は質疑を打切つて賛成をいたします。

○委員長(板谷順助君) 外に本案に対して質疑はありませんか。○大隅憲二君 この法案は業界の発展にぜひ必要であるか、これが一つ、それから民事訴訟法の仲裁とこの法案の海事仲裁との関係はどうか、この二点をお伺いしたいと思ひます。○政府委員(加藤常太郎君) 今の御質問であります。本案が日本の海運発展に不可欠かどうかという御質問でございます。思ひますが、本案に述べておりますように、これは絶対必要であらうと思ひます。御承知の通り、我が國の海運界は大体英國流でありま

して、ところがこれを規制いたしました。海商法は、ドイツ流の流れを汲んでおるのであります。この海商法が制定されたのは明治三十二年でありまして、明治四十四年に大修正を加えて以來、その後何等の修正改正がありませんので、どちらかと言へば、時代遅れの感があるものであります。最近よく行われておりますタイム・ステイター制という点についても、何等の規定がない、業者並びに裁判所においても、これを裁判する場合に相当困難を來しておるのであります。以上のような見地から、我々の考いたしましたのは、本当はこの海事仲裁を權威ある團體に仲裁を願うというよりは、もう一歩進んで、英米流にありませうな海事裁判所というのを設定したいの希望であります。日本の予算その他の關係上、取敢えず權威ある團體でこの仲裁行為を解決するという行き方でありまして、即ち海事の紛争の円満なる解決が、延いては海事取引の円満なる遂行にもなりますし、更に日本海運の発展に貢献し、又これが必要であるという点から、この法案の制定によつてぜひ海運の発展を期したいと思ひます。

○委員長(板谷順助君) 外に本案に対して質疑はありませんか。○大隅憲二君 この法案は業界の発展にぜひ必要であるか、これが一つ、それから民事訴訟法の仲裁とこの法案の海事仲裁との関係はどうか、この二点をお伺いしたいと思ひます。○政府委員(加藤常太郎君) 今の御質問であります。本案が日本の海運発展に不可欠かどうかという御質問でございます。思ひますが、本案に述べておりますように、これは絶対必要であらうと思ひます。御承知の通り、我が國の海運界は大体英國流でありま

り、又はこれを変更するというようなわけでありませんで、民事關係については民事を進めて貰うし、又特に当事者が必要と思つた場合には、權威ある團體の仲裁を仰ぐというような関係であります。その点御了解願ひたいと思ひます。○大隅憲二君 只今政務次官の答弁の中に、むしろこの仲裁より一歩進んで海事裁判所のようなものが必要である。こういうふうなふうな何つたので、私もそのようなことを考えております。一人でありまして、政府といたしましては、將來この海事裁判所のようなものを必要に迫つたならば措けるかどうか。これに対する御意見を伺いたいと思ひます。海事裁判所の設置ということについては……

○政府委員(加藤常太郎君) それは私の説明の中で述べた通りですが、理想といたしましては、海事裁判所を作つて、一般の海事に関する裁判を行ない、又附帯の仕事をいたしました。海事の仲裁調停、こういう点も行なうというのが英國、並びにアメリカの方面において行なわれております。日本においては行なわれておりますが、日本が理想であります。日本の現在の裁判所の機構、又は予算關係その他において、早速それを実行するよう持つて行くことが必要であります。困難の点もありませんので、將來日本の海運の行き方と併行いたしました。將來においては、そういうような方面を持つて行きたい。併し今、現在といたしましては、早速そういう方面を持つて行かす。本案によりまして、權威ある團體の仲裁によつてそれを解決して行きたい、こう思つております。

○委員長(板谷順助君) ようございませうか。外に御質疑はありませんか。質疑は終了いたしました。これより討論に入ります。別に御發言もないようでありますから、これより本案の採決に入ります。本案に賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔議員挙手〕
○委員長(板谷順助君) 全会一致で可決すべきものと決定いたしました。それでは一つ署名をお願いします。
多数意見者署名
小泉 秀吉 小野 哲
飯田精太郎 高田 寛
前之園喜一郎 大隅 憲二
橋本萬右衛門 丹羽 五郎
入交 多藏

○委員長(板谷順助君) 引續いて國有鉄道法案に対する質疑に移ります。○小野哲君 前回の委員会では運輸大臣から私の總括的な質問に対してお考えを伺つたのであります。本日は更に進んで、やや具體的の問題について政府のお考えを承つて置きたいと思ひます。併し運輸大臣に對しまして、伺いたいことを、時間の關係もありまして、先から、先にしたいと思ひますが、今回の日本國有鉄道法案の内容を見まして、実に物足りない感じをしております。これは、先程委員長からも意見の開陳があつたので御承知の通りであります。併し、私も同様に今回のその法律案が、労働關係に重点を置いておるという点については承りました。併し、日本國有鉄道法案の内容から考へますと、どうしてもパブリック・コーポレーション、公共企業体としての運営の実態を少しも備えるという方向に、この法律案が立案されておら

り、又はこれを変更するというようなわけでありませんで、民事關係については民事を進めて貰うし、又特に当事者が必要と思つた場合には、權威ある團體の仲裁を仰ぐというような関係であります。その点御了解願ひたいと思ひます。○大隅憲二君 只今政務次官の答弁の中に、むしろこの仲裁より一歩進んで海事裁判所のようなものが必要である。こういうふうなふうな何つたので、私もそのようなことを考えております。一人でありまして、政府といたしましては、將來この海事裁判所のようなものを必要に迫つたならば措けるかどうか。これに対する御意見を伺いたいと思ひます。海事裁判所の設置ということについては……

なければならぬ、かように考えるのであります。そういうふうな観点から、私の質問を今後行いますことを、予め御承知置きを願つて置きたいと存じます。マツカーサーの書簡によりまして、これら鉄道事業のような事業を管理し、運営するために適当な方法で、公共企業が組織せらるべきである、こういうふうな言明がなされておられるので、公共企業体にするというこの考え方は、はつきりとしておりますが、これをどういうふうな内容を織込んで行くかということについては、適当な方法というよりな言葉が用いられる点から、我々としても尙審議の余地があるのではないかとかように思つておられます。従つてここでは公共企業体の本質論からその原則を述べようなことは差控えたいと思つておられるし、時間の点もございましてので省略をいたしたいと思つておられますが、この法律案の第一條を見ましても、国有鉄道事業の経営が能率的でなければならぬということに重点が置かれておつて、この公共企業体の基本原則であるところの、自主的に、又その責任において経営に當るべきであるということが実は明確になつておらない。従つてこの法律案の欠陥は、先ず第一條に私は現われておると思つておられます。一体政府とされましてはこの第一條の目的が、能率的な運営によつて發展させるのだ、又公共の福祉を増進するのだというところで、一体この公共企業体である歴大な組織と、又巨額な資本を投下されておる鉄道事業が、合理的に又民主的に運営されるという考えを持つておられるのかどうか。即ち公共企業体にするのを是認するをいたしまして

も、自主的な経営を行うだけの手段を講じておらなければ、決して政府が考へておられるような、公共企業体としての運営を望むことは私は不可能であらうと思つて、大体第一條自体において自主性を否認されておる、こういうことを見受けられます。これは、誠に遺憾で、一体政府はこの第一條の目的を達成する自信を持つて立案されたものであるかどうか。何が故に自主的な運営という言葉を、この際お入れにならなかつたか、又この点について十分な御研究をされたかどうか、この点を運輸大臣に総括的な質問の一つとして伺つて置きたいと思つておられます。

○國務大臣(小澤佐重君) お話のように第一條には「能率的な経営により」という文字もありませんし、一体能率的な運営という具体的な條項が、どこにあるかという具体的な御質問のようでありまして、無理に理窟を言いますと、能率的なことは経営面における能率的なもの、或いは職員組合における能率的な組合運動のあり方等も、二つも三つも分けることができないのであります。無理にこの解釈になりますと、結局本法の内容はだん／＼お示しのように、職員組合の運営を能率的にやるといふような意味にしか、實際はこの内容はならぬのであります。その経営の合理化とか、独立採算制とか、或いは組合の自主的な活動といふような面に至つては、お話のように全然明文化されておらないのであります。私共はいたしましは、それは本當に、この公共企業体の本体に反するものであるという見地から、特に慎重を期しまして、審

議会にこれを諮問し、又審議会の答申も、そうした方向の答申があつたのでありまして、私共はいたしまして、この審議会の答申を基礎にして、更に再検討を加へ、いろいろこれに関する修正意見を持つたのであります。その修正についての意見が、客観的に、了承する以前に、この法案を出さなければならぬ時期に到達したもので、その点は或る意味には、本会議における審査途上、或いは実施までの間に於いて、更に検討を加へることにして、一應この提案をいたしたような次第でありまして、お話のような意見には、大体において私も同感なものであります。ただこれを具体的に表わし得なかつたことを残念としておるのであります。併し私共は、現在でもその希望は捨てておりませんので、適当な御意見があつて、而もこれが客観的な修正がなされるというようなことであります。決してこれに反対の立場に立つものではないというような氣持でおるような次第であります。

○小野哲君 大臣のお答弁で、大体私と同じような考え方を持つておられるということを知つたのであります。私の心配しておりましたことは、鉄道事業の本質から考へて、公共企業体の再編成するということは、従来の官廳組織に基く事業の経営が、いわゆる非能率的であり、又自主性を非常に欠いておつたというようなことに欠陥があつたと思つて、従つて公共企業体としての運営形態を取るためには、それに必要な経営方式を當儀で行かなければ意味をなさないのであります。同時に、現在のように、鉄道が戦災を被つて、非常に窮迫した状態にあり、又こ

れを急速度に復旧して行かなくてはならないというふうな現状に鑑みますと、従来の運営方法によつては、到底その目的を達成することができない。言換へれば、努めて民営に近い運営をやつて行かなければならない。そういう点から考へまして、この法律が決してその目的を達成するにはふさわしくない、又不十分であるというふうな考へられるので、少くとも、政府が、如何なる事情があつたにしろ、この種の法案を御提案になるにつきましては、將來の國鉄の運営の問題について、或る程度の見透しと、又御決心がなければならぬまい、かように思つておられます。特に現在の歴大な組織、或いは多数の人員、若しくは巨額な資本を抱いておる國有鉄道、自由に、且つ自主的にこれを運営して行くということには、並大抵の問題ではない。従つて、余程この間において、企業の整備的な考え方をやはり加味して行かなければならないので、國有鉄道の現状を維持して、而も官廳組織による運営を是正して行くということは、非常に困難なので、この際むしろ國有鉄道の持つておるいろいろの施設、或いは又鉄道線路と申しますか、路線と申しますか、そういうふうなものにつきましても、必要に應じてこれを民営に移す。そうして相当整備された國有鉄道を、この公共企業体によつて能率的に、且つ自主的に運営するという方策が、同時に取られて行かなければならないのではないかと思つておられます。大臣におかれては、現在の國有鉄道を、或る程度必要に應じてこれを整備されまして、民営に移すべきものは、これは民営に移して、その後においてこの企業

形態、企業方式によつて、日本國有鉄道の経営をやるということについて、どういふふうな考へを持つておられるか。その点を伺つて置きたいと思つておられます。

○國務大臣(小澤佐重君) 御承知のように現在の國有鉄道が、約三百億前後の一般会計からの補助を受けておるというところは、誠に寒心すべきことでありまして、驥前における沢山の黒字財政から、今お話申上げた通りの、大きな赤字財政になつておる現状を、このままにするということは、断じて、されないのであります。従つて私共としては、少くとも独立採算制の程度までは、何とか措置を講じなければならぬという、強い決心は持つておるのであります。これに對しまして先ず考へることが、経営の合理化ということになつて参りますが、この経営の合理化といふ点につきましても、いろいろな検討を加へましたならば、相当無駄な経費が支出されておるのではないかと考へられることも、考へられるのであります。従つて現在の自分の考へておりましたは、先ず冗費を節約する、無駄な経費を出させない方針を採つて、どれだけ節約ができるかということ、先決的に慎重に調査をいたしまして、そこで例えば百億の節約ができた場合、或いは二百億の節約ができたというふうな段階になりました場合に、更に一歩進んで運賃の値上であるとか、或いは従業員の整理などというところも、考へなければならぬと思つておられます。併し今私共はこうした日本の情勢において、直ちに俗にいう出血、甚だしい誠切りを考へるというところとは、これは相當に慎まなければなら

らんという見地から、そうした行爲に、直ちに移動するというようなことは考へておりませんが、先ず第一段階の冗費の節約という点を極力実施いたしまして、その見透しが立つて、あと幾らこうすれば、これだけの費用がでるというふうな問題は、その第一段階の冗費の節約という点が、確定いたしました後になつて、いろ／＼考へて見よう、こう考へておるような次第であります、殊にお話の民営か、官営かという点につきましては、非常に議論があるものであります。私の所屬しておる民主自由党といたしましては、大体官営を廢して、民営にすることによつて、能率的な運営ができ、又経営の合理化ができるという、一つの結論さえも持つておるのであります。従つて私共から申しましたならば、今お話の通りに、現在沢山の線にわたつておる分の、而もこれは官営でなくとも、民営でよろしいのだというふうな点については、民営ということも考へなければならぬと思つておられます。併し日本國有鉄道には、古い歴史と目的とが存するのであります、ただ単に経営させればよいというのではなくて、一歩進んで、多少の損があつても、この國內の開発のために、損益に拘らずに、いわゆる公益的な見地から、鉄道を敷設するというようなことも、國有鉄道の一つの大きな任務だと思つておられます。そういう箇所は、民営の箇所としての振り分け、即ち二つの目的を持つところの國有鉄道に対する措置は、非常に慎重に、且つ総合的に判断をしなければならぬと思つておられます。私自身の考へも現在持つておりますが、今自分の考へをここで申上げる

ような情勢でないことを遺憾とするものであります。というのは何をいたすにいたしましたも、現内閣は衆議院においては三分の一の少数党でありまして、大きい仕事をしようと思へば、これは直ぐ壁に當つてしまふのであります。こういうふうな見地から、やがて有力な基盤の上に立つた上において、速かに自分の考へておるところを實施いたしまして、そうして國民諸君の御期待に副いたいと思つておるのであります。

○小野哲君 大臣にはいろ／＼私見と申しますか、御自身のお考へが多分におありになるようで、その考へを實行されるためには、現内閣の情勢では困難であるということがありますので、今この席上で、大臣の御抱負を伺うのも如何かと思つておられますが、然るべき機会が参りました場合において、大いに大臣の御抱負を伺うということにいたしましたと思つておられます、尙先程の民営に移すべきものは民営に移していいではないか、これについても慎重に考へたい、こういうお考へで、これも又大臣御自身のお氣持を忖度いたしますと、若しできるならば、適当に民営に移すべきものは民営に移していいのだと、こういうふうに私はまあ承りいたしましたのであります。尙次に一應御所見を伺つておきたいことは、鉄道の復興の問題であります、現在の國有鉄道の復興状況は、当局並びに従事員諸君の非常な御努力で、その緒について参りましたことは、誠に多とすものであります。併しながら一般の民營事業である地方鉄道軌道に比較いたしますと、そのテムボが遅い、言い換へれば、復旧率が非常に少いのではないかと、こういう点につきましても、國有鉄道の運営について、相当考へさせられる点があるように思つておられます。特に公共企業体となつた場合における、鉄道の復興についての將來を考へますという点、この法律案自体によりましても、その資金調達は、殆んど國家資金に依存しておる、言い換へれば從來の國有鉄道の場合と同じような考へ方で、この公共企業体である國有鉄道の資金の調達方法が考へられておるので、一歩も出でおらんというふうな点は、誠に遺憾の点であります。鐵道の復興を促進して行くためには、資金調達の面においても、相当彈力性のある方法を取らなければなりませんし、又予算制度においても、同様の意味で從來の國家予算の取扱ひ方とは異にした方法によらなければならぬ。この点については、尙後程いろいろと具体的に御所見を承りたいと思つておられますが、今問題としております復興の問題を取上げましても、一体この程度の公共企業体に再編成し、資金その他の調達方法によつて、政府が考へられておられますような、五ヶ年計画が順調に行われる自信を持つておられるのかどうか、私はむしろこれは片山内閣の時にも伺つたのであります。思ひ切つた特別の措置を講じなければ、鉄道の復興は非常に困難である。従つてむしろ外資の導入も考へて、そして鐵道の復興を急ぐべきではないか、そういう点から申しましても、この法律案の示すところによれば、資金の調達においても、又借入等の方法につきましても、或いは債券の発行というふうな方法につきましても、殆んど見るべき新たな構想がないのであります。こういうふうな方法によつて、鉄道運輸当局は、果して鐵道の復興について、自信を持つておるといふ御言明を得ることができるとか、又鐵道復興について、特別な措置を取るために、何らかの手を打つておるかどうか、この点について大臣に御所見を伺つておきたいと思つておられます。

○國務大臣(小澤佐重吉君) お話のよりに本法律案が通過いたしました、そうして日本國有鉄道公社ができました場合と、このままで進んで行つた場合と、どう違ふかというならば、このような法律の實施によつては、特段のそれと現行の面において、變つた結果が現れることは考へておられません。従つてそこに、一番最初の御質問にあつたように、この法律が尙検討が足らぬのじやないかという結論が出て来るのであります。併し私共もとにかくこの法律の施行というものは二つの大きな狙いがある、一つはまずこの労働組合法關係の適用を、この公共企業体が受けるような体制にするということが、この法律の大きな目的であります。二つの面が先程からお話しましたように、鐵道の合理的な経営、或いは順調なる復興というふうな、いろ／＼な面があるものであります、その面については、殆んどこの現状の、鉄道総局というものが、ただコーポレーションになつたというふうな組織にしか、この法律案がなつておりませんので、この法律の實施によつて、只今お話のような復興が行はれるかというふうなことは、申上げる自信はないのであります。ないものであります、ただ客觀情勢において、この法律を出さなくちやならなかつたという点もその通りであります、更にやはり一應こういう形になつておれば、更に我々の一番希望しておる経営の合理化というふうな面にも、だん／＼入る態勢を取れるだけの利益は、この法律の施行によつてあるのではないかと、こういうふうな見地を以ちまして、將來に大きな期待をかけて、本法案を提出したような次第であります、現在の條文それ自体から見ますと、いと、殆ど今の面におきましては、變りがないといつてよろしいのであります、そして、そういう点からいきましたならば、誠に遺憾でありますけれども、將來に大きな期待を持つて、差當り利益になるころの、公共企業体が労働組合法の適用を受けるという点だけを、大きな狙いにいたしました、御審議を願つておるような次第であります。

○小野哲君 尙私外に二三質問いたしたいこともあるのであります、一應前回の総括質問の続きとして、今日はこの程度に止めて、外にまだ御質問の方もあろうかと思つておられます、後刻更に質問の機会を與えて頂きたいと思つておられます。

○委員長(板谷順助君) それじや本日はこの程度で散會いたします。

午後三時散會
出席者は左の通り。
委員長 板谷 順助君
理事 小泉 秀吉君
小野 哲吉君
丹羽 五郎君
委員 大隅 憲二君
橋本萬右衛門君

入交 太藏君

前之園喜一郎君

飯田精太郎君

高田 寛君

國務大臣

運輸大臣 小澤佐重喜君

政府委員

運輸政務次官 加藤常太郎君

運輸事務官 秋山 龍君

(海運総局長官)

十一月二十六日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は十一月二十二日)

一、海事仲裁等に関する法律案

昭和二十三年十二月十三日印刷

昭和二十三年十二月十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局